

平成30年度 路上生活者対策連絡会議 次第

○開催日時 平成30年12月14日（金） 14：00～15：30

○開催場所 本庁舎509・510 会議室

1 開会

- (1) 会長あいさつ
- (2) 委員のご紹介

2 議事

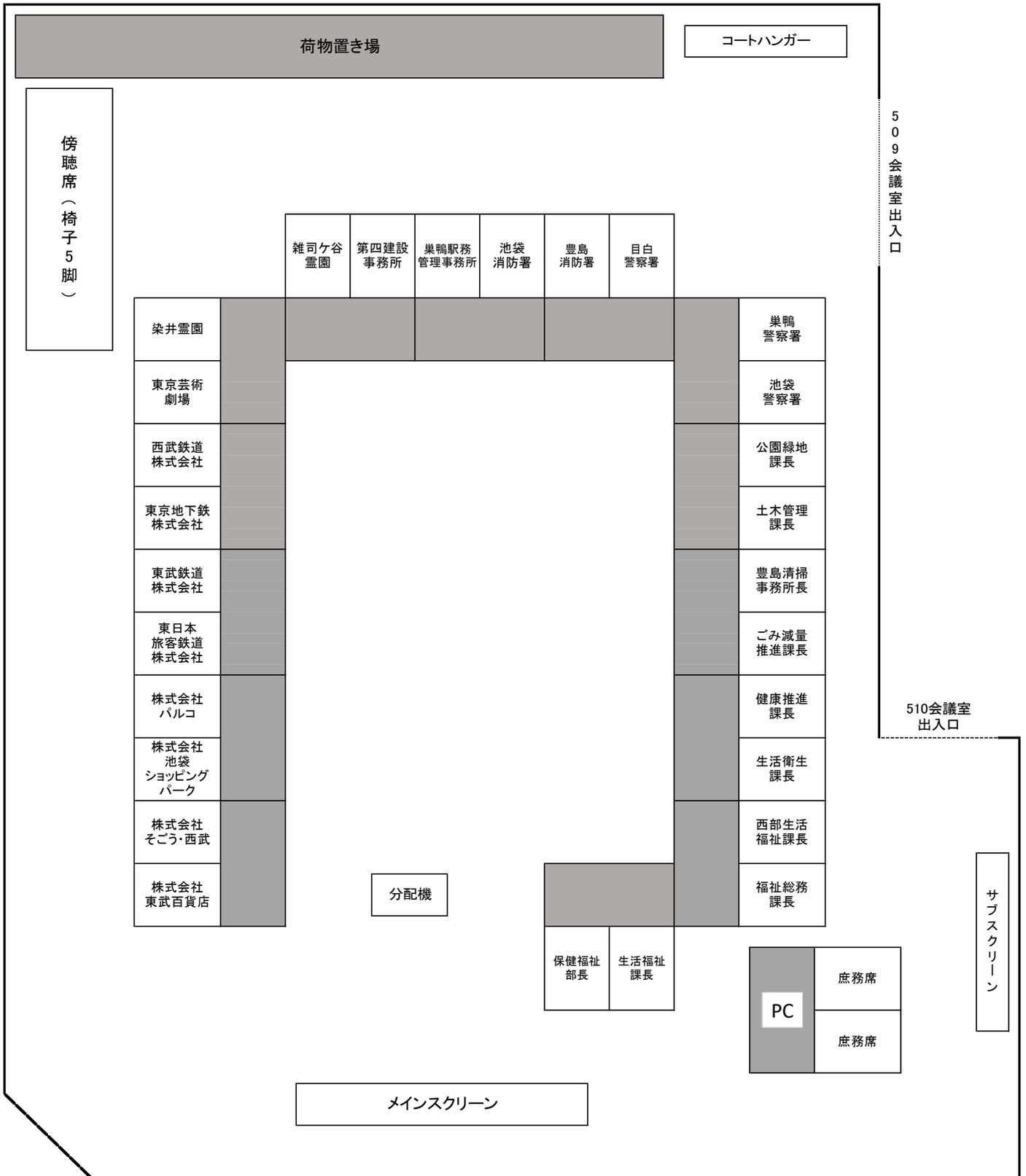
(1) 報告事項

- ①路上生活者概数調査について
- ②豊島区及び都区共同事業の路上生活者の自立支援について
 - ・【豊島区】 合同パトロール
 - ・【都区共同】 巡回相談事業について

(2) 協議・情報交換

- 東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて
～池袋駅周辺の路上生活者対策～
- ①区と関係機関の行動連携について
 - ②区と関係機関の情報共有について

豊島区路上生活者対策連絡会議 席次表 (豊島区役所本庁5階 509・510会議室)



豊島区路上生活者対策連絡会議 委員名簿

(要綱順)

職	区 分	役 職
会 長	豊島区	保健福祉部長
委 員	警 察 ・ 消 防	警視庁 池袋警察署 生活安全課長
委 員		警視庁 巣鴨警察署 生活安全課長
委 員		警視庁 目白警察署 生活安全課長
委 員		東京消防庁 豊島消防署 警防課長
委 員		東京消防庁 池袋消防署 警防課長
委 員		池袋駅 鉄道事業者
委 員	東京地下鉄株式会社 池袋駅務管区長	
委 員	西武鉄道株式会社 池袋駅管区長	
委 員	東武鉄道株式会社 池袋駅管区長	
委 員	池袋駅 商業施設	(株)池袋ショッピングパーク 常務取締役
委 員		(株)そごう・西武 西武池袋本店 総務部長
委 員		(株)東武百貨店 池袋店 店舗運営部長
委 員		(株)パルコ 池袋店 総務部店次長
委 員		(株)ルミネ 池袋店 総務部長
委 員	施設等管理者	国土交通省 東京国道事務所 万世橋出張所 管理係長
委 員		東京都建設局 第四建設事務所 管理課長
委 員		東京都交通局 巣鴨駅務管区長
委 員		東京都交通局 雑司ヶ谷霊園 管理事務所長
委 員		東京都交通局 染井霊園 管理事務所長
委 員		東京都歴史文化財団 東京芸術劇場管理課長
委 員	豊島区	保健福祉部 福祉総務課長 (自立促進担当課長兼務)
委 員		保健福祉部 生活福祉課長
委 員		保健福祉部 西部生活福祉課長
委 員		池袋保健所 生活衛生課長
委 員		池袋保健所 健康推進課長
委 員		環境清掃部 ごみ減量推進課長
委 員		環境清掃部 豊島清掃事務所長
委 員		都市整備部 土木管理課長
委 員		都市整備部 公園緑地課長

(敬称略)

平成30年度 豊島区路上生活者対策連絡会議

平成30年12月14日(金)14:00～
豊島区役所本庁舎 509・510会議室

【特別区】平成30年1月 路上生活者概数調査 実施結果



【特別区】路上生活者数・増減率（前年同期比）

自治体名	平成29年1月	平成30年1月	増減率	自治体名	平成29年1月	平成30年1月	増減率
千代田区	28	21	▲ 25%	豊島区	38	29	▲ 24%
中央区	41	29	▲ 29%	渋谷区	83	70	▲ 16%
港区	40	35	▲ 13%	中野区	11	5	▲ 55%
新宿区	126	124	▲ 2%	杉並区	8	5	▲ 38%
文京区	14	11	▲ 21%	北区	8	8	0%
台東区	81	69	▲ 15%	荒川区	2	2	0%
墨田区	67	57	▲ 15%	板橋区	8	3	▲ 63%
江東区	36	32	▲ 11%	練馬区	4	3	▲ 25%
品川区	18	15	▲ 17%	足立区	20	24	20%
目黒区	2	0	▲ 100%	葛飾区	17	19	12%
大田区	32	25	▲ 22%	江戸川区	30	28	▲ 7%
世田谷区	7	6	▲ 14%				

2

【特別区】路上生活者数の推移



3

【豊島区】路上生活者数の推移



【豊島区・都区共同】平成30年度 路上生活者の自立支援

	事業	内容
豊島区独自	路上生活者対策連絡会議	毎年、区・警察・消防・鉄道事業者・百貨店・商業施設・公共施設・道路管理者等が委員となり、路上生活者に保護・更生の機会を提供し、清潔な環境づくりを推進するため、情報交換及び団体相互の調整をする
	 合同パトロール	アウトリーチ 毎月1回（第3火曜日）、池袋警察署、鉄道等の公共施設管理者及び豊島区が合同で池袋駅及びその周辺を巡回し、起居するホームレスに相談来所を呼びかけ
	 応急援護食料支給	東池袋分庁舎において、生活福祉課の開庁時間にクラッカー等を支給
都区共同	 巡回相談	アウトリーチ 相談員が巡回して、路上生活者及びそのおそれのある者の状況を把握し、生活・健康・就労その他自立に関する面接相談を実施するアウトリーチ事業
	 緊急一時保護	自立支援センター 宿泊援護、相談、健康診断、健康回復の支援
	自立支援	住民登録、就労支援、借上げアパート等での地域生活移行支援
	地域生活継続支援	自立支援事業後、アパート等に居住した者が、地域生活の継続を目的に相談支援

【豊島区】合同パトロール

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的に池袋駅構内や周辺の公園・路上をパトロールし、路上生活者の生活・健康状態を把握 ◆ 【警察署】 防犯、地域の安全の確保 ◆ 【施設管理者（鉄道事業者・公園緑地課）】 公共施設の適正利用の確保のための注意喚起等 ◆ 【福祉・健康部局】 健康状態をチェックし、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づく福祉施策・相談窓口の紹介
参加団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 池袋警察署 生活安全課 ◆ 東日本旅客鉄道株式会社（輪番制） ◆ 西武鉄道株式会社（輪番制） ◆ 東武鉄道株式会社（輪番制） ◆ 東京地下鉄株式会社（輪番制） ◆ 豊島区 公園緑地課・健康推進課・生活福祉課・西部生活福祉課
実施日時	毎月第3火曜日 午前10時00分から1時間程度
巡回箇所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 池袋駅構内 ◆ 池袋西口公園 ◆ 池袋駅前公園 ◆ 明治通り

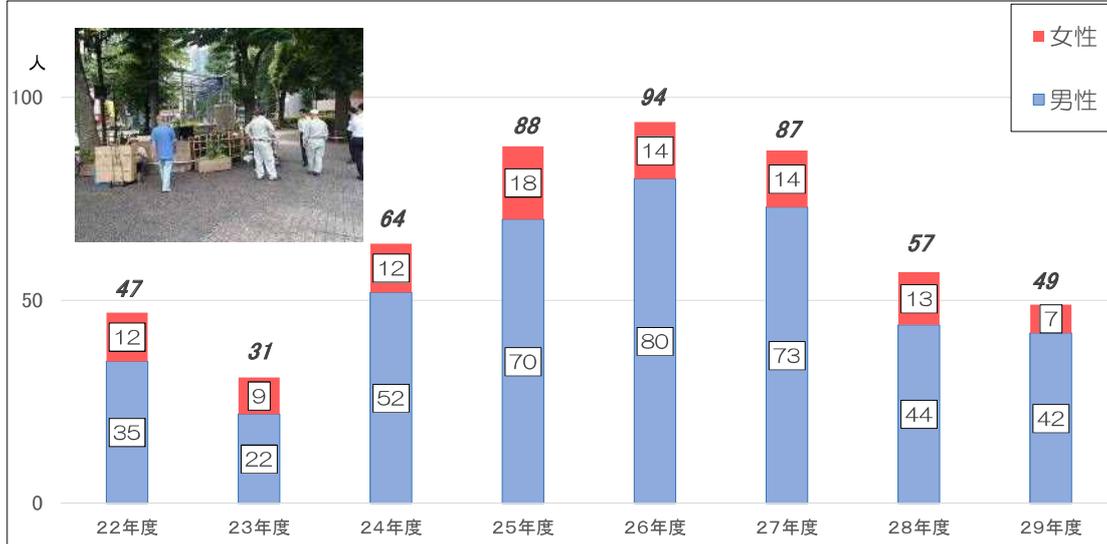


【豊島区】合同パトロール 巡回箇所

主な巡回箇所	
①	JR池袋駅東口（集合）
②	北通路
③	東武線改札前
④	中央通路
⑤	アゼリアロード
⑥	西武線改札前
⑦	有楽町線改札前
⑧	南通路
⑨	池袋西口公園
⑩	JR池袋駅西口（解散）



【豊島区】合同パトロール 対応者数の推移



8

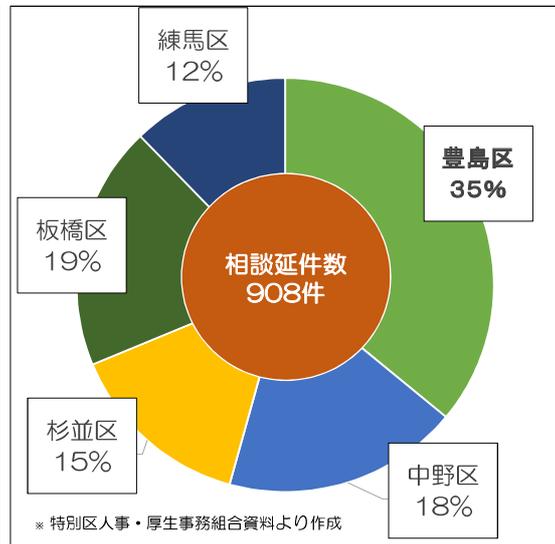
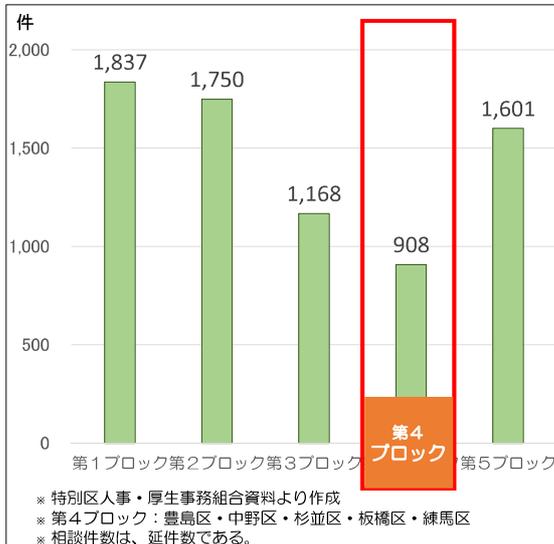
【都区共同】路上生活者 巡回相談事業

事業	開始	平成18年4月～
	対象者目的	路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者に、必要な支援を受けられるようにすること
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関（生活困窮者自立支援法所管・生活保護法所管部局・保健所）と連携し、路上生活者の起居する場所を巡回、面接相談を行う ◆ 面接相談では、路上生活者の状況把握、生活保護困窮者自立支援法に基づく事業の紹介、生活保護の相談への誘導等を行っている ◆ 各区月3回、年36回（定期分）、その他に随時対応分も有 	
主体	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別区〔特別区人事・厚生事務組合（以下、「特人厚」という。）が共同処理〕 ◆ 事業は、特人厚が社会福祉法人等に委託して実施 ◆ 第4ブロックは、社会福祉法人 東京援護協会が受託 	
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ◆ 生活困窮者自立支援法 ◆ 路上生活者対策事業実施大綱 ◆ 路上生活者巡回相談事業実施要綱 	



9

【都区共同】平成29年度 巡回相談事業 相談件数



10

東京2020年 オリンピック・パラリンピック大会に向けて

池袋駅周辺の 路上生活者対策

11

区と関係機関の行動連携

東日本旅客鉄道 様
東武百貨店 様

12

アゼリアロードにおける 路上生活者について

東日本旅客鉄道株式会社
池袋駅 助役
坂井昌夫 様



13

西口広場排煙出口付近への 段ボール放置の防止について

株式会社 東武百貨店
店舗運営部 部長
村田 昭雄 様



14

段ボール小屋撤去に関する事件（参考）

東京都が西新宿の地下道に「歩く歩道」を計画し、これに伴う道路環境整備工事を実施することとした。

この一環として、本件通路に起居していた路上生活者が退去した後、残された段ボール小屋を撤去したもの。

その際に、座込みやバリケードを構築する等し、抵抗した支援者2名が、威力業務妨害罪に問われた事件。

- ・東京地方裁判所(第1審)平成9年3月6日
- ・東京高等裁判所(控訴審)平成10年11月27日 原判決破棄
- ・最高裁判所第一小法廷(上告審)平成14年9月30日 上告棄却

15

清掃作業の対象として撤去できるか

【参考】

「…単に段ボール数枚を路上に敷いているだけの場合のように、社会通念からみて、その撤去も単なる清掃行為として許容される場合も少なくないと思われる。しかし、本件の段ボール小屋は、前記のとおり、路上生活者が手を加えた小屋状の工作物で、その利用目的も生活の基本である住居として用いるものであること、実際にその所有者は長期間にわたり段ボール小屋内に起居し、自主退去に応じなかった者は、引き続きその場に定着してこれを利用する意思があつて、その所有意思は強固であることに照らすと、本件段ボール小屋が、その所有者の意思に反して、単に清掃作業の対象として撤去できるものとは言い難いといわざるを得ない。

裁判所名 東京地方裁判所 裁判年月日 平成9年3月6日
 事件番号 平成8年(刑わ)第235号
 事件名 各威力業務妨害被告事件

16

役割と協力

責任	商業施設等の適正管理	路上生活者の自立支援	地域の安全確保
内容	○荷物やごみの撤去指導等 ○対象者への退去指導等	○生活保護制度の紹介 ○都区共同事業の紹介 ○生活状態の聴取 ○健康状態の聴取・対応	○対象者の身の安全確保 ○不測の事態への対応
所管	施設・土地管理者	福祉部局・健康部局	警察・消防
団体	◆ 駅舎・鉄道事業者 東日本旅客鉄道、西武鉄道、東武鉄道、東京地下鉄等 ◆ 商業施設等 そごう・西武池袋本店、東武百貨店、池袋ショッピングパーク、ルミネ、パルコ等 ◆ 豊島区 土木管理課、公園緑地課等	◆ 豊島区 福祉総務課、生活福祉課、西部生活福祉課、生活衛生課、健康推進課等	◆ 警察・消防 池袋警察署、巣鴨警察署、目白警察署、豊島消防署、池袋消防署等

17

区と関係機関の情報共有

池袋警察署 様

18

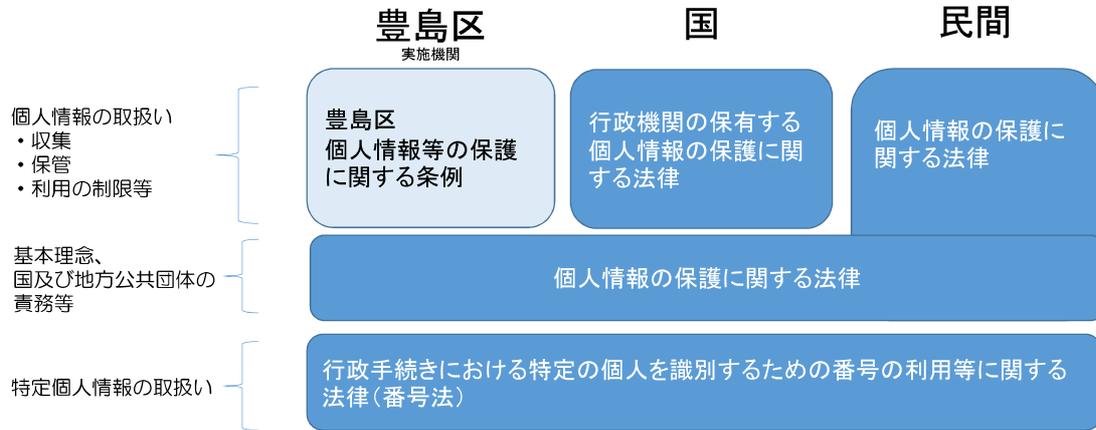
豊島区と警察署の情報共有

池袋警察署 生活安全課長
世 取 治 郎 様

19

個人情報保護制度（参考）

【個人情報保護の法体系】



20

個人情報保護制度（参考）

【路上生活者の情報】

豊島区個人情報等の保護に関する条例	
(定義) 第2条 (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び第6号に規定する特定個人情報を除く。	
個人情報とは	路上生活者の情報
条件1 個人に関する情報であること 条件2 特定の個人が識別される（され得る）ものであること	個人情報に該当 （死者も含む）

21

個人情報保護制度

【提供の制限】

豊島区個人情報等の保護に関する条例

(提供の制限)

第11条 実施期間は、外部提供（保有個人情報を区の機関及び本人以外の者に提供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき（本人の意思に反して公にされてると認められるときを除く）

(5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

22

平成30年度
豊島区路上生活者対策連絡会議

豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱

平成 21 年 9 月 19 日
保健福祉部長決定

制定	平成 5 年 3 月 31 日
改正	平成 8 年 3 月 25 日 平成 9 年 3 月 28 日
	平成 10 年 3 月 6 日 平成 12 年 3 月 8 日
	平成 14 年 5 月 14 日 平成 16 年 4 月 1 日
全部改正	平成 21 年 9 月 19 日
改正	平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 9 月 1 日
改正	平成 25 年 4 月 1 日 平成 25 年 10 月 1 日
改正	平成 26 年 4 月 1 日
改正	平成 27 年 10 月 1 日
改正	平成 28 年 10 月 31 日
改正	平成 29 年 11 月 15 日
改正	平成 30 年 11 月 14 日

(目 的)

第 1 条 路上生活者に保護・更生の機会を提供し、明るく清潔な環境づくりを推進するため、情報の交換及び関連諸団体相互の調整を図ることを目的として、「豊島区路上生活者対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各団体における路上生活者の実態の把握及び対策についての情報交換に関すること。
- (2) 合同パトロール（池袋駅構内とその周辺の公園を管理する責任団体等が合同で実施し、路上生活者に対し指導及び関係団体の紹介を行うこと）に関すること。
- (3) 路上生活者特別対策に関すること。
- (4) その他連絡会議が必要と認めたこと。

(構 成)

第 3 条 連絡会議は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

(会 長)

第4条 連絡会議に会長を置き、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。

(会 議)

第5条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集する。

(幹 事)

第6条 連絡会議の円滑な運営を図るため、別表2に掲げる幹事を置く。

(庶 務)

第7条 連絡会議の庶務は、保健福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月19日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令
甲第2号）第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とす

る。

- 3 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 31 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。

別 表 1

路上生活者対策連絡会議 委員

会 長

豊島区保健福祉部長

委 員

警視庁 池袋警察署 生活安全課長

同 巣鴨警察署 生活安全課長

同 目白警察署 生活安全課長

東京消防庁 豊島消防署 警防課長

同 池袋消防署 警防課長

東日本旅客鉄道株式会社 池袋駅長

東京地下鉄株式会社 池袋駅務管区長

西武鉄道株式会社 池袋駅管区長

東武鉄道株式会社 池袋駅管区長

株式会社池袋ショッピングパーク 常務取締役

株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部長

株式会社東武百貨店 池袋店 店舗運営部長

株式会社パルコ 池袋店 総務部 店次長

株式会社ルミネ 池袋店 総務部 部長

国土交通省東京国道事務所万世橋出張所 管理係長

東京都建設局 第四建設事務所 管理課長

東京都交通局 巣鴨駅務管区長

同 雑司ヶ谷霊園管理事務所長

同 染井霊園管理事務所長

東京都歴史文化財団 東京芸術劇場 管理課長

豊島区 保健福祉部福祉総務課長

同 保健福祉部自立促進担当課長

同	保健福祉部生活福祉課長
同	保健福祉部西部生活福祉課長
同	池袋保健所生活衛生課長
同	池袋保健所健康推進課長
同	環境清掃部ごみ減量推進課長
同	環境清掃部豊島清掃事務所長
同	都市整備部土木管理課長
同	都市整備部公園緑地課長

別 表 2 路上生活者対策連絡会議 幹事

池袋警察署生活安全課長

東日本旅客鉄道株式会社 池袋駅長

豊島区 保健福祉部生活福祉課長

同 池袋保健所生活衛生課長

同 池袋保健所健康推進課長

同 都市整備部公園緑地課長